

## 牛乳の放射性物質に関するQ & A（福島県版）

Q 1 原乳は市販されている牛乳とは違うのですか？

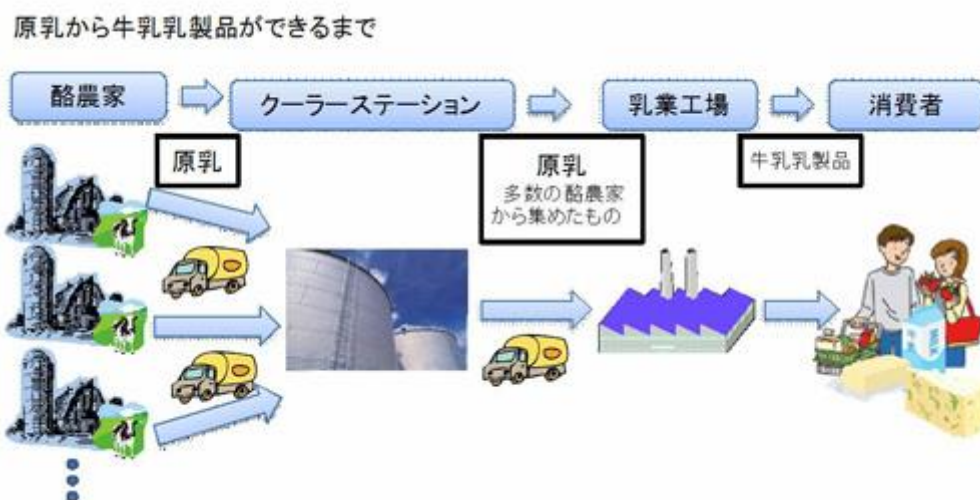
A 1

原乳とは搾ったままの牛の乳で生乳ともいわれます。原料として乳業工場に出荷されるものであり、そのまま消費されるものではありません。

Q 2 原乳からどのようにして牛乳、乳製品ができるのですか？

A 2

酪農家で健康な乳牛から搾られた原乳は、酪農家のタンク（バルククーラー）で5℃以下に冷却され、毎日、タンクローリーで周辺酪農家の原乳と一緒に、クーラーステーション（CS）と呼ばれる集乳施設にいったん集められ、乳業工場に輸送されるのが一般的です。乳業工場では、加熱殺菌などの処理を経て、牛乳、乳製品に加工されて出荷されます。



農林水産省HPより

Q 3 牛乳の放射性物質の基準値はどれくらいですか？

A 3

食品衛生法に基づく「牛乳」及び「乳児用食品」の基準値は、放射線への感受性が高い可能性があるとする子どもへの配慮から、放射性セシウムにおいて「一般食品」の半分の50Bq/kgとなっています。

Q 4 原乳の放射性物質については、どのように検査が行われていますか？

A 4

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染に対して、厚生労働省は食品衛生法に基づく基準値を設定し、これを上回る食品が食用に供されないよう都道府県に指示しています。

これを受け、福島県では原乳については、月1回以上の検査を行い、安全性を確認した後に出荷されています。

なお、酪農家で生産された原乳は、製品とされる前にクーラーステーション（CS）又は乳業工場に搬入され、ここで放射性物質検査のための試料を採取します。採取された原乳は、直ちに公的検査機関に運ばれて、ゲルマニウム半導体検出器で分析し、その日の内に結果を公表しています。

検査方法等については、下記のHPに掲載されています。

○厚生労働省のホームページ「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001558e-img/2r98520000015cfn.pdf>

Q 5 原乳の放射性物質に関するモニタリング検査の結果は、どこで確認することができますか？

A 5

検査結果は、福島県及び農林水産省のホームページに掲載されています。

○「ふくしま新発売。」（福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報）

<https://www.new-fukushima.jp/>

○農林水産省ホームページ「原乳の放射性物質の検査結果について」

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/milk\\_inspect/milk insp.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/milk_inspect/milk insp.html)

Q 6 牛乳への放射性物質移行を防ぐために、どのようなことをしているのですか？

A 6

牛乳や乳製品への放射性物質の移行を防ぐには、その原料である原乳への放射性物質の移行を防ぐことです。原乳に放射性物質が移行するおそれがある経路は、大気中から呼吸により体内に入る場合と、牛が摂取する水又はエサなどから体内に入る場合が考えられます。

現在は、大気中と水からの移行は考えられないため、エサからの放射性物質の移行を防ぐことが重要です。

このため、酪農家は、モニタリング検査により安全性が確認された飼料や輸入粗飼料を乳牛に給与して、原乳の安全性を確保しています。

Q 7 牛が食べる牧草について、放射性物質の検査はしていますか？

A 7

福島県の牧草については、県内で生産された牧草・飼料作物の安全性を確認するため、モニタリング検査を実施し、流通・利用の可否を判断しています。モニタリングの結果により、飼料の暫定許容値以下となった場合には、流通・利用の自粛を解除し、超過した場合には、引き続き自粛をお願いしています。

検査結果は、下記のホームページで公表されています。

○福島県ホームページ「牧草・飼料作物モニタリング検査結果」

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035d/h31bokusosiryosakumotsumonitarinkensakekka.html>

Q 8 基準値を超えた原乳が、他の地域の原乳と混ざって出荷されることはありませんか？

また、チーズなど乳製品の原料として、利用することはありますか？

A 8

基準値を超える原乳は出荷されませんので、他の地域の原乳と混ざることやチーズなど乳製品の原料として、利用されることはありません。